

年会費

通常会員の年会費は2,000円をいただいています。賛助会員の年会費は一口2,000円(一口以上)をいただいています。また、会の活動にご賛同いただける方からのご寄付も受け付けています。

会費は、運営費・通信費・活動費に利用しています。但し、勉強会の実施などの活動内容によっては、別途徴収する場合があります。

入会申込書

ふりがな
お名前 _____ 年齢 _____ 歳

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 〒 _____

電話番号 _____

E-mail _____

会員が未成年の場合は必ずご記入下さい

保護者名 _____ 続柄 () _____

※上記の個人情報は、スタッフ内にとどめ転用したり一般会員には公表しません。

ライラックの会 規約

- 第1条 この団体は「ライラックの会」とする。
- 第2条 この団体を次の所在地に置く
〒064-8506
札幌市中央区南4条西10丁目
北海道難病センター内
- 第3条 この団体は、北海道内各地のターナー女性とその家族の親睦を図り、ターナー症候群に対する適切な医学的理解の普及、およびターナー女性とその家族が健やかな人生を送ることができるような生活環境を整えることを目的とする。
- 第4条 この団体の構成員は、北海道内に居住するターナー女性とその家族、ターナー女性と家族を支える医療関係者をもって組織する。
- 第5条 この団体は次の役員を置く
顧問 1名
代表 1名
副代表 1名
- 第6条 会議は総会、役員会とする。ただし、必要な場合は臨時会議を招集できるものとする。
- 第7条 活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、毎月定期に代表の閲覧を受けるものとする。
- 第8条 この規約は構成員の過半数の同意を持って改正することができる。
- 第9条 本会の設立月日は平成23年6月1日とする。
- 第10条 患者本人と会に関わっている親族にお祝いお悔やみを送ることとする。
- 第11条 休会期間は2年間とし、その間会報や情報共有を継続する。
- 第12条 会員は下記の場合、退会することとする。
・会員から退会の申し出があったとき
・特別な場合がないまま1年以上音信手段に回答がないとき
- 第13条 本規約は令和3年6月1日より施行する。



あなたの娘さん、
小さくありませんか？

北海道ターナー症候群家族会

ライラックの会

<http://lilac-kai.work>

まずは、ご相談下さい！
お待ちしております。

お申込み
お問い合わせ

〒064-8506
札幌市中央区南4条西10丁目
北海道難病センター内
☎ 011-512-3233
受付：間(はざま)
(携帯090-7510-0458)